

ウクライナ避難民支援

福生市

1 福生市のウクライナ避難民支援

人道的観点から主として次の支援を実施

- ①市営住宅の提供（最大3戸）
- ②一時金及び生計支援金の支給
- ③社会活動支援（翻訳機の貸与など）
- ④ウクライナサポートカードの交付
（ゴミ袋の減免など）

2 市営住宅受入れに係る課題

- どうやって買い物する？
- 病院には一人で行ける？
- 郵便物は出せる？
- 日本の生活水準は理解している？ など

⇒住宅を提供し、生活費を支給するだけで、福生市で生活できるのか？

3 生活支援委託について

(1) スタートアップ支援

期間：入管でのヒアリングから概ね1カ月程度（月15日程度）

- 内容：①生活支援：必要な家具等の提案や生活習慣の支援
②健康管理：健康面・精神面のフォローや医療機関の紹介
③福祉・教育支援：母国と可能な限り同等の福祉・教育環境を提供
④その他：行政手続きに係る支援 など

(2) 生活定着支援

期間：概ね1カ月半程度（月8日程度）

内容：スタートアップと同様

⇒福生市の地理や環境を熟知し、様々な関係機関と円滑に連携する事業者委託したい

3 生活支援委託について

【効果】

- (1) 生活支援のプロによる伴走型の支援
- (2) 避難民の安心感
- (3) 民間だからできるフレキシブルな対応
- (4) その他団体との連携
- (5) 職員の負担軽減

特定非営利活動法人 インクルージョンセンター東京オレンヂ

当法人は就労・居住・生活・学習支援により、

ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の実現を目的に活動するNPO法人として社会貢献を行っています。

インクルージョンとは「排除」の反意語であり、包摂、含み支え合うということです。

当法人は社会から排除された状態にある方達を、再び社会を支える一員として戻っていく場面を応援するという理念に基づき活動しています。

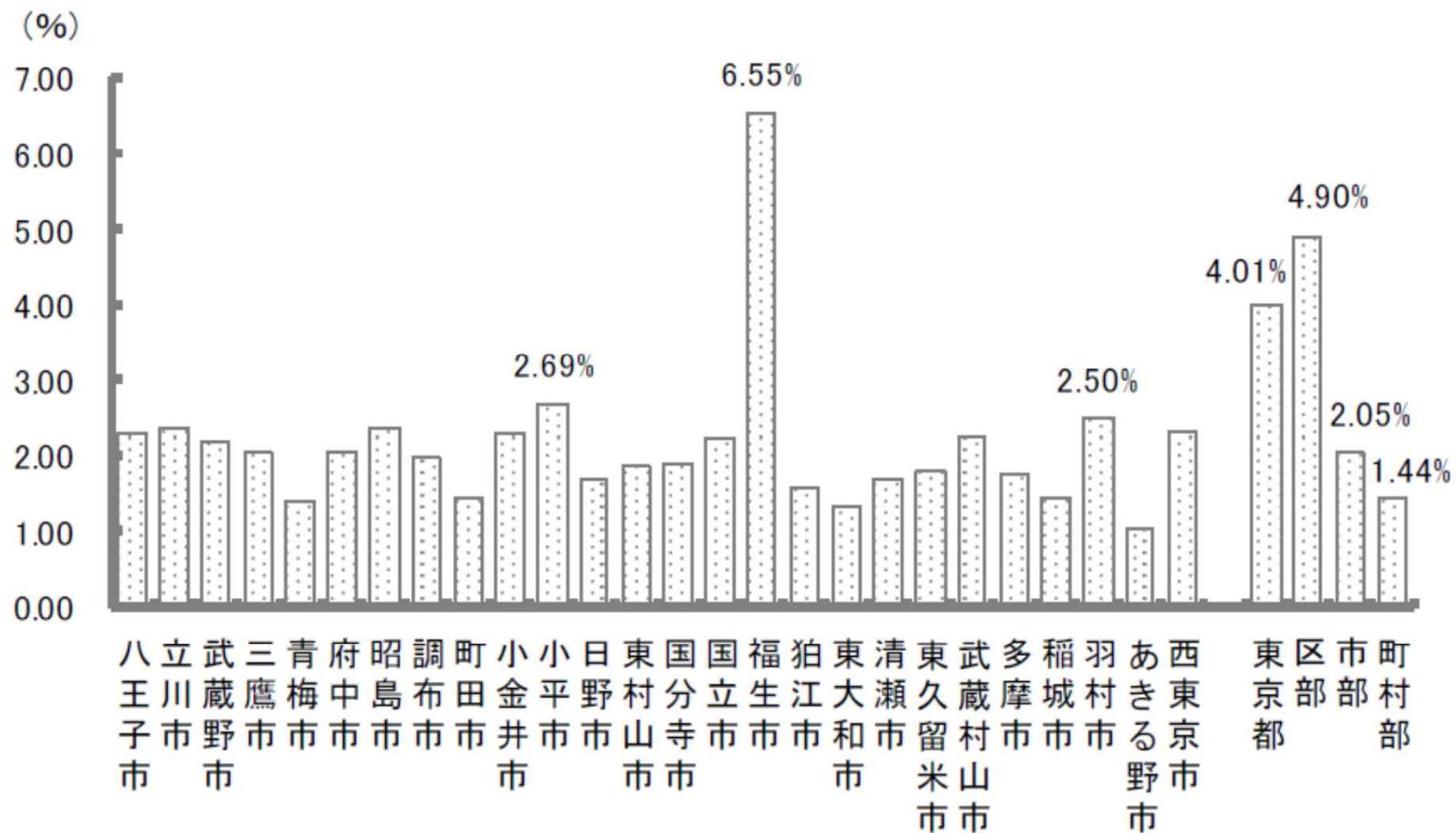
特定非営利活動法人 インクルージョンセンター東京オレンヂ

これまで多数の自治体から、

自立相談支援、居住支援、就労支援、就労準備支援(被保護者含む)、ひきこもり支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援、一時生活支援、ホームレスの巡回相談 などを受託し、生活困窮者自立支援法が目指す趣旨・理念の実現に取り組んでまいりました。

設立以来、生活困窮者を対象とした自治体からの委託業務を30件以上受託し、いずれの事業でも高い専門性により効果的な支援を行っています。

総人口に占める外国人の割合（平成 31 年 1 月 1 日現在）



自立相談支援事業とは

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。

ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

支援プランの「三つの柱」

日常生活自立

社会生活自立

就労自立

自立相談支援事業(任意事業)

(1)就労準備支援事業

一般就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施します。

(2)一時生活支援事業

住居のない方に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行います。

(3)家計改善支援事業

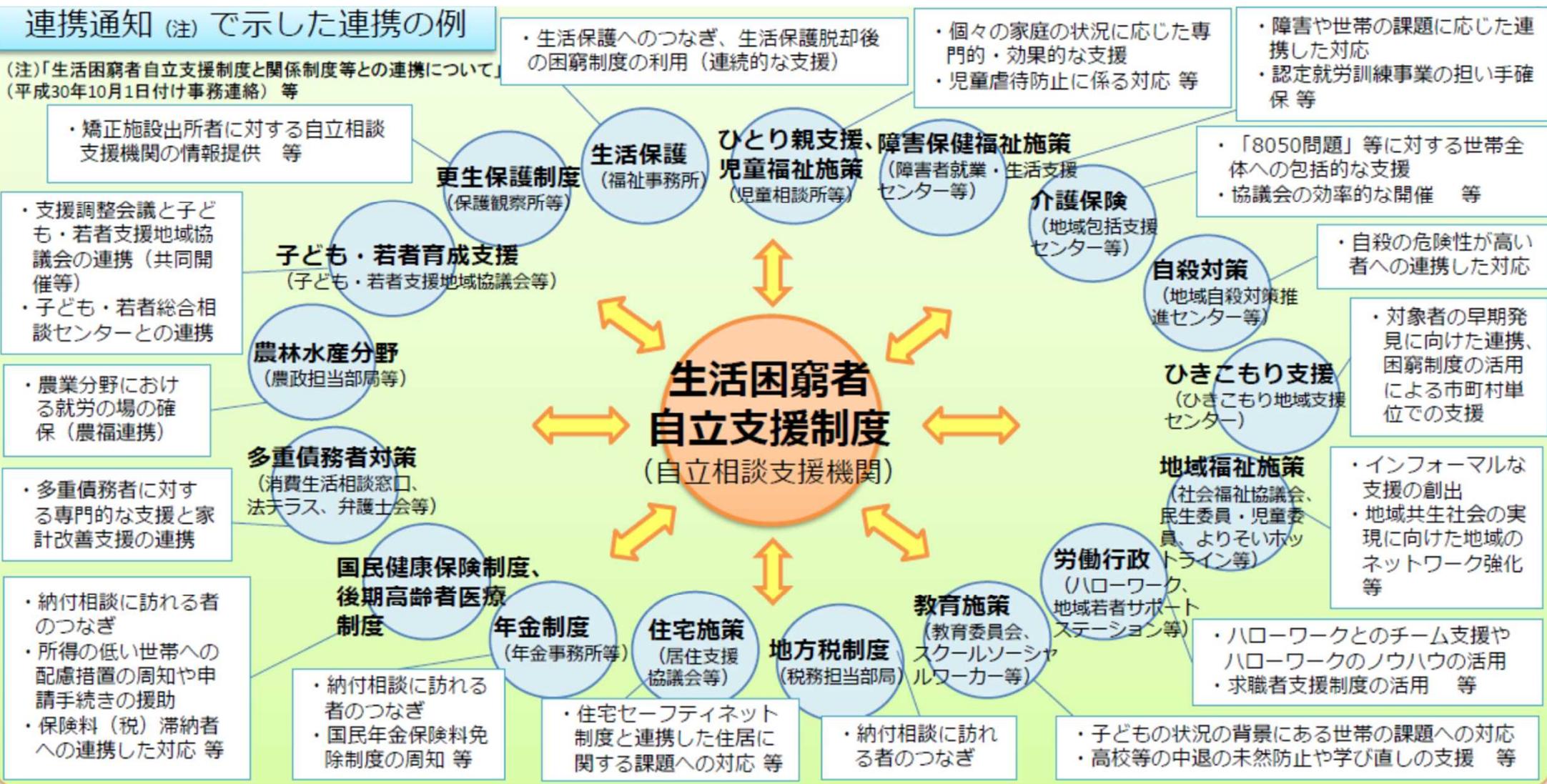
家計状況の把握や家計改善に向けた意欲の向上を図る支援、貸付けのあっせん等を行います。

(4)子供の学習・生活支援事業

生活困窮世帯の子供に対して、学習支援や保護者への進学助言、生活習慣や育成環境の改善に関する助言等を行います。

連携通知 (注) で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成30年10月1日付け事務連絡) 等



L10300-1

プラン兼事業等利用申込書

| | | | |
|------|------------|---------|---|
| ID | | ※プラン作成日 | 西暦 2022 年 |
| ※作成回 | プラン(1)回目 | ※主担当者 | |
| ふりがな | | 性別 | <input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> () |
| 氏名 | | 生年月日 | 西暦 |

■解決したい課題

照明器具や家具など生活に必要な物資や施設に不足があり、公共料金の支払い方法も未体験なため支援が必要である。

※家計改善・家計再生プランシート参照

■目標(目指す姿)〈本人が設定〉

| ※長期目標 | ※本プランにおける達成目標 |
|--------------------|---|
| 紛争が終結した母国に帰国すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・福生市での生活を送るための行政手続き等を行う。 ・日本(福生市)での生活の環境作り・基盤を作る。 ・日本の文化、生活習慣に慣れる。 ・短期・中期・長期の今後の生活について検討をする。 |
| ※家計改善・家計再生プランシート参照 | ※家計改善・家計再生プランシート参照 |

■プラン〈法に基づく事業等だけでなく、自立相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入〉

| ※実施すること (本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関) | 備考(関係機関・期間・頻度など) | 法に基づく事業等 (該当時○) |
|--|--|--------------------|
| 生活物資・設備の不足がないか、日本の文化習慣で困っていないか定期的な面談で確認 ・福生市での移管手続き、行政手続きの実施。 ・生活物資、社会生活を送るための環境整備 ・日常生活上のアドバイス及び同行支援(買い物、医療、手続き等) ・日本(福生市)での生活習慣・文化に慣れるため支援 (自立相談支援) | 必要に応じて実施。(初月は週3~4日) ・状況に応じて週1~2回程度。 | |

L10500

家計再生プラン

| | | | |
|------|-----------|------|---|
| ID | | | |
| 作成日 | 西暦 2022 年 | 作成回 | プラン(1)回目 |
| ふりがな | | 性別 | <input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> () |
| 氏名 | | 生年月日 | 西暦 |

■解決したい課題〈主に、家計改善支援事業により、解決を図りたい課題〉

企業からの寄付物資が8月中旬に納入されるため、生活に必要な物資や施設は今月中には充足する予定。7月は定住開始月のために初期投資として生活用品の支払い額が多い月となった。定住二か月目の8月末は通常運用の支払い額を確認するために、再度、家計支援で一カ月の収支を可視化する必要がある。

■目標(目指す姿)〈本人が設定〉 ※家計収支における目標として家計計画表、キャッシュフロー計画書を添付

| |
|--|
| |
|--|

■プラン〈家計改善支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入〉

| 実施すること (本人・家族等・家計改善支援機関・その他機関) | 備考(関係機関・期間・頻度など) |
|--|--|
| 生活相談:日本の文化習慣で困っていないか定期的な面談で確認 ・社会生活を送るための環境整備と日常生活上のアドバイス及び同行支援 家計支援 ・公共料金等の手続き及び1ヶ月あたりの生活費の概算を出す ・収支表作成など | 本人 社会福祉課 必要に応じて実施 (週に2回、月に8回ほどを目安に) |